

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 12 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2013

課題番号：24720286

研究課題名(和文) 豊臣期における検地の政治史的研究

研究課題名(英文) A Study on Political History of the land survey in Toyotomi period

研究代表者

平井 上総 (HIRAI, Kazusa)

北海道大学・文学研究科・助教

研究者番号：20609721

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円、(間接経費) 300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、豊臣政権期に行なわれた検地の情報を集成した一覧表を作成し、特に豊臣政権後期(文禄・慶長期、1592～1600)を対象に政治史的分析を行なった。その結果、第一の目的である検地の一覧表を最新の研究をもとに作成し、今まで用いられてきた表を大幅に更新することができた。この表は今後の検地研究の基礎データになるものであるため、公開に向けて準備をしている。第二の目的である政治史的研究では、豊臣政権後期には大名からの要請や大名の国替などを契機として検地が行なわれることが多いことを指摘し、計画的ではなくその時々政治的要因による検地が多かったことを指摘した。

研究成果の概要(英文)：The first purpose of this study is to make a table of the land surveying of Toyotomi period. The second purpose is to elucidate the political reason why land surveying was carried out. At first I made a table of the land surveying that reflected the latest results of research. I am getting ready to show this table. When time when a daimyo called and the territory of the daimyo were moved, the land surveying of the latter period of Toyotomi period is often carried out. Therefore, the enforcement of the land surveying of the Toyotomi Administration pointed out that a political element was strong.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：日本中世史 日本近世史 豊臣政権 検地

### 1. 研究開始当初の背景

中～近世移行期、豊臣政権によって行なわれたいわゆる太閤検地は、中世社会を近世へと転換させる重要な政策と言われてきた。近年は具体的な実施方法などにも目が向けられ、その評価も変わりつつあるが、まだ再検討が進んでいない部分も多い。

検地がいつ、いかなる地域に実施されたかという点もその一つである。1960年代に、全国での検地の実施状況をまとめた表が作成されたが、それを全面的にあらためた研究は無い。一方で、各地で行なわれた検地については研究や史料の発見が積み重ねられている状況にある。

### 2. 研究の目的

(1) 本研究では、豊臣政権期(本能寺の変から関ヶ原合戦まで 1582～1600年とする)における検地の実施データを、最新の検地研究の成果と、そのほかの史料から判明する新たな事例の追加によってまとめ、検地研究の基礎データとして提供することを目的とする。

(2) それに加え、そうした検地がどういった契機で行なわれたのか、特に豊臣政権の後半期(文禄慶長期・1592～1600)について政治的分析も加え、検地の目的や、検地からみた国家構造を検討する。

### 3. 研究の方法

(1) これまで蓄積されてきた検地研究の成果と、独自に収集する史料をもとに、検地がいつ行なわれたのか(実施月も含めて)、どこで(国全体か一部か)、どのような方式で(豊臣政権方式か独自方式か)、誰が行なったか(豊臣政権の直轄か大名独自か)といったデータを集める。

(2) 検地に関する書状等の文書も収集し、それぞれの検地がどういった理由・契機で行なわれたか、それが豊臣政権からの命令なのか大名が独自に行なったものなのか、といった実施背景を調査する。

### 4. 研究成果

(1) 研究目的・方法で記した通り、検地の実施データを集成した。

60年代に先行研究が作成した表では、実施年・実施国ごとにみると200件弱の検地が指摘されていた。今回あらためて作成したデータでは、同じ条件で数えると300件となり、先行研究と比較して約1.5倍の検地実施データを収集したことになる。ここから、本研究の第一の目的として述べた最新の検地研究の成果を取り込んだ新たなデータの提供は達成しえたと思われる。

研究方法欄で述べた諸要素も、個別に調査

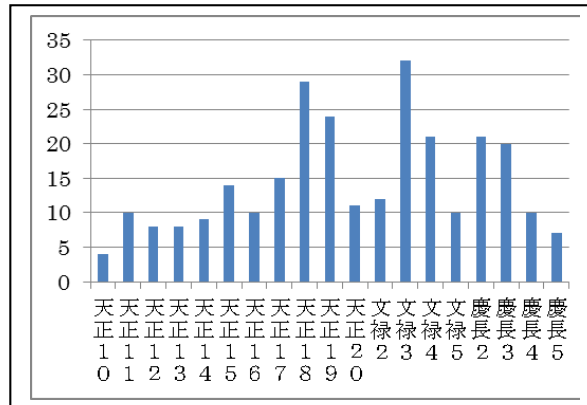
しまとめた。太閤検地は、豊臣政権の前半(天正期・1582～1591)と後半(文禄慶長期・1592～1600)のうち、後半になると豊臣政権の検地規定である検地条目が整備されていき、本格的な検地が各国の大名領に強制されていくと通説では言われている。

そこで本研究によって収集した文禄・慶長期の検地のデータをみると、たしかに石高制などの豊臣方式が前半よりも広く採用されていく傾向が確認できたが、一方では検地条目で規定された基準から外れるものが多いこともわかった。

したがって、豊臣政権後期の検地に関する通説は、豊臣方式に変化した地域に注目しすぎた説であり、独自方式の検地を採用した地域も正当に位置づけるべきであると思われる。検地の基準に関しては、その地域の実情にあわせたり、大名が自主的に決めたりしていた可能性が高く、政治史的検討が不可欠である。

これらのデータは、今後の中近世権力研究および検地研究の基礎として位置づけられるものであり、早期に公開すべく手段を模索中である。

(2) 豊臣期後半の検地の徹底と関連して、今回収集したデータから検地の実施国数を年ごとにまとめると次のグラフになる。なお検地は一国全体に行なわれるもののみならず、部分的なものも多く、作成した一覧表ではその点も考慮しているが、ここではあくまでも傾向を探るための集計であるため全体・部分の違いは割愛してある。



このグラフによれば、天正18・19年、文禄3・4年、慶長2・3年の三つのピークがあり、やはり後半に実施国数が増える傾向が見える。

最初のピークである天正18・19年は、豊臣政権が「御前帳」として全国の検地帳を徴収したために、それに合わせて急いで検地・指出を行なったことで増加していることがすでに先行研究によって指摘されている。ただしそれを抜いたとしても、文禄・慶長に二度のピークがあることは特筆され、御前帳徴収のための調査の後にもあらためて検地を

行なう場合が多かったことが明らかである。このことは一見、豊臣政権が文禄・慶長期に検地を繰り返し行ない、全国に豊臣政権の支配方式を徹底させていくという、通説的視角を裏付けるようにみえる。

本研究の第二の目的である政治史的検討からは、にみられる実施動向に対して別な側面を指摘できる。

もっとも実施国数が多い文禄3年の32ヶ国のうち、豊臣政権が明確に関与したのは16ヶ国で、他は大名が独自に行なったものである。豊臣政権が関与した16ヶ国のうち、島津氏領の検地(3ヶ国で実施)は天正年間から課題となっていたもので、島津氏側から直轄検地を望んだものであるから、自主的実施の側面が強い。

この文禄3年の検地で、政権の命令による実施ではないとみられるものとして、徳川(5ヶ国)・宇喜多(4ヶ国)ら大大名のほか、伊予国の戸田勝隆のような比較的小規模の大名のものがある。これらの検地では豊臣方式に沿った部分と独自の部分がみられる。

したがって、豊臣政権の方式を一部取り入れていたとしても、それは政権の命令による検地ではないのだから、方式を強制されたことによる導入というよりも、大名側がその方式を取り込んだとみたほうがよく、豊臣政権の支配の徹底というよりは大名独自の事情を重視すべきである。ただ、検地を積極的に行なう豊臣政権の姿勢が、大名たちの検地実施志向を高めている可能性はあるだろう。

また、文禄2年の豊後国・肥前国の検地は、朝鮮侵略での失態による大友氏・波多氏の改易にともなうものであり、没収した土地を別な大名に与えたり蔵入地にしたりするために石高等の土地情報を再調査したものである。慶長3年の越後国・信濃国・加賀国などの検地は、宇都宮氏の改易と蒲生氏・上杉氏・堀氏・小早川氏らの国替を契機として行なわれたものである。

これらは改易・国替がなければ実施されなかったものであり、後者の場合はいったん豊臣政権が直接検地を行なう予定だったものが中止になり、その後大名が自ら検地を行なった越後国のような事例もある。越後国の新領主となった堀氏・溝口氏の検地は、旧方式の土地面積表記を用いるなど、豊臣政権の直轄検地とは異なる方式となっている。

このように、文禄・慶長期の検地の中には、豊臣政権が支配を徹底させるために計画的に実施したのではなく、偶発的契機による領主の変更にあわせて検地が計画された事例も多く、その中には大名が自分から計画したものもあった。

以上のように、今回のデータとその政治史的検討から、豊臣期の後期に検地の実施回数が多くなっていること、大名たちが豊臣政権

の方式を参考としながら検地を行なっていたこと、豊臣方式の導入が上からの徹底的強制ではなかったこと、大名が独自の志向で検地を行なっていたことを示すことができた。

後の江戸時代の幕藩体制では、幕府の強大さばかりではなく藩が自立性を持っていたことが指摘されているが、それと同様に、豊臣政権期にも大名が自立性を持っていたことを、検地の側面からあらためて明らかにできたと思われ、検地論のみならず国家構造論についても見通しを得ることができた。

(3) なお、今回収集したデータでは、たとえば検地が何月に実施されたか、どれくらいの期間がかかったかといった情報も含まれる。かつての検地研究では、その検地がいつ行なわれたかも検討せずに、検地によって田畠の生産力が把握できるとしてきた。だがこれからは、検地の実施時期・期間をも考慮した上で検地政策の実像を解明しなければならない。

上記の視角に実施時期・期間データが大きく寄与することは明らかであるが、もう一点、政治史的視角もまたこの点にかかわってくる。たとえば慶長3年の越前国検地は(2)でみたように大名の国替にともなって行なわれた豊臣政権直属の検地だが、検地作業は6~7月に行なわれており、あたかも稲が成長し収穫に向かう時期を狙って実施したようにみえる。

ところがこの検地は、本来雪解けとともに開始する予定であったことが奉行人増田長盛の同年正月付の書状に記されており、なんらかの事情によって延期されてこの時期に行なわれたのであった。したがって、生産力をはかるためにこの時期に検地したのではなく、むしろ当初の予定では生産力の把握とは無関係にできるだけ早い時期に検地を行なおうとしていたことが明らかである。

これは一例にすぎず、またこうした検討は本研究の目的から外れており、今回の成果をもとにしてこれから行なうべきものであるが、実施の契機と事情を実際の検地時期とあわせてみることで、検地の実像がより明らかになるという方法論を示すことはできただろう。

このように、本研究で得られた成果は、豊臣政権論にかぎらず、検地政策、あるいは中世の検注などの田畠の調査全般の研究に貢献するものと思われる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0件)

〔学会発表〕(計 0件)

〔図書〕(計 1 件)

平井上総 他、岩波書店、岩波講座日本歴史  
9 卷(「検地と知行制」を担当) 2014 年予定、  
頁数未定、掲載決定済

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

平井 上総 (HIRAI, Kazusa)  
北海道大学・大学院文学研究科・助教  
研究者番号：20609721

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：